

要請書

イサベラ州サン・マリアノ町における 反農民かつ反市民の「エタノール事業」の実施に反対

サン・マリアノ町はフィリピン全国でも最大の面積を持ち、固有の富が豊かである町として知られている。それにもかかわらず、耕作する土地が無く、困窮化する市民の数は多くなる一方である。主な原因は、Stewardship 契約、SIFMA (Socialized Industrial Forest Management Agreement) 契約、CBFM (Community-based Forest Management)、また、VOS (voluntary offer-to-sell) といった政府のスキームであり、国内外、また、政府が投資する農産業プログラムへの投資である。そして、高く、法外な利子や厳しい条件で、貸付けをする町のトレーダーである。こうした状況に対し、サン・マリアノ町の農民と市民は、これまで何度も闘ってきた。

私たち農民の土地や生活の権利の保障を新たに脅かしているのが、サン・マリアノ町の自治体が2007年から推進してきた「エタノール事業」である。自治体は、サトウキビからエタノールを精製する日本とフィリピン資本の Green Future Innovations, Inc. (GFII) という企業とビジネス・パートナーの合意をした。また、GFII はサトウキビのプランテーションを創立する Ecofuel Land Development, Inc. とビジネス・パートナーである。この事業のターゲットは、日々125,000 リットルのエタノールを精製する工場へサトウキビを供給するプランテーションとして、サン・マリアノ町の17村の少なくとも7,500ヘクタールを占有する予定だという。農民は、事業のため、(長くて)15年間のリース契約に署名することになる。情報によれば、私たちはGFIIとEcofuelに土地を利用させるか(1ヘクタール当たり年間5,000ペソ。)(訳者注:約10,000円)、あるいは、全費用は企業が持ち、また、私たちのサトウキビの生産物も企業がすべて買い取る形(1kg当たり1.50ペソ)(訳者注:約3円)の下、私たち自身がサトウキビを植えるか、どちらか私たちが望むほうを選べるということだ。

また、事業の説明として、事業者の情報によれば、エタノール事業は道路を整備し、電気サービス等の発展をサン・マリアノ町にもたらすということだ。

しかし、エタノール事業がもたらすのは発展ではない、と私たち農民は信じる。むしろ、私たちの土地を奪い、私たち農民の貧困と飢えを悪化させるだけである。私たち農民は以下の理由により、反対する。

- 1) 情報によれば、私たちが契約すれば、土地権利書がもらえるということだが、農民を欺こうとしている。私たちの土地に対する権利を認める代わりに、私たちが長い間、発展させてきた土地から私たち農民を追い出す危険がある。私たちの大多数は土地権利書を持っていない。支払い能力もないため、税申告証書を提示することのできない農民も多い。(というのは)私たちの利益はただ、借金の返済として、毎収穫期にトレーダーに行くのみであるからだ。15年間の契約中、私たちの土地が返還されるか否かは明確でない。広大な外部者のプランテーションは、私たち農民の土地の収奪、また、外国企業やそのビジネス・パートナーの力

を拡大させ、体系化する結果になるだろう。特に、包括的農地改革プログラムの延長措置（Comprehensive Agrarian Reform Program Extension with Reforms：CARPER）といった農地改革の実現が危ぶまれる。

- 2) 情報によれば、未利用地のみがサトウキビ農園になるという。しかし、実際に起きていることは違っている。伝統的な農法を営んできた農地（Kaingin）やこれまで使ってきた田んぼが、エタノール（事業の）契約に入っている。実際は、「未利用の」土地といっても、土地権利書を持っていない、あるいは、農業のための元金が不足しており借金をするしかない、あるいは、政府からの支援が不足しているといった理由で、誤って未利用とみなされている。こうした土地は他にもある。家畜のための牧草地や、家屋を作るために利用する原材料、集水域等である。
- 3) リース契約（土地を利用させる契約）にある 9 つの条項の大半は、私たち農民には重く、また、不利なものだ。例えば、以下のようなものである。

⇒ 第 1 条項

毎年 1 ヘクタール当たり 5,000 ペソ（訳者注：約 10,000 円）のみで土地をリースという低い価格設定

⇒ 第 3 条項

企業が私たちの土地から利益を得ている間も、私たちが土地に関する税金等を支払い

⇒ 第 4 条項

契約をした農民の許可なく、当該土地を GFII が第三者にサブ・リース可能

⇒ 第 5 条項

当該土地に農民が施したどんな構造物 / 植物 / 作物等をも除去する権利を GFII が有す。この条項は、企業が未利用地のみを対象にしているわけではないことの証左

⇒ 第 6 条項

契約書に署名後、農民は、当該土地のオーナーシップを証明する書面を提示。土地権利書、あるいは、税申告証書すら持っていない農民が大多数であるため、それは、農民が耕作してきた土地から農民を追い立てる理由として使われる。

⇒ 第 9 条項

農民は、企業が土地を利用し、耕作する権利を保証することになっているが、期限には言及されていない。また、いかなる理由であっても、土地の退出に関する訴訟を企業が受けた場合、企業を保証

- 4) 事業は、（企業による）調査を介し、農民が長い間耕してきた土地を収奪する道を開き、農民の土地問題を悪化させるだけだ。以下に幾つかのケースを示す。

⇒ リベルタド村、ガガラン村（アングハス集落）に暮らすアエタや Kalinga といった先住民族、また、その他の市民が利用してきたデル・ピラー村の 846 ヘクタールをデル・ピラー村長のホセ・ワノルが、ワノル地区（エステート）として調査させた。

⇒ パンニナン村の先住民族 Kalinga が利用する 20 ヘクタールを、グンディン・カリガルが奪い、調査させ、エタノール事業と契約。

- 5) 市民の食料の代わりに、エタノール製造のため、広大な土地の利用転換がなされれば、食料不足や日用品の価格高騰の経験を悪化させるだろう。現在、サン・マリアノ町の農家 75～80%が一日三食できない状態にあり、国内外の企業が巨大なサトウキビ事業を進める間、農民は飢えて死んでしまうだろう。市民に必要なのは、**食料**であり、エタノールではない。
- 6) イエローコーンを栽培してきた農民の長い経験と同様、エタノール事業はさらに私たちを借金漬けにするだけだ。毎年 1 ヘクタール当たり 5,000 ペソ（訳者注：約 10,000 円）という低価格での土地リースは、つまり、1 日 13.69 ペソ（訳者注：約 27 円）を意味する。また、契約には、企業が利益を得ている間も、土地税等を支払うのは農民の責任とされている。たった一企業への生産物の専売のため、売値も低価格である。
- 7) 工場やプランテーション創設のための雇用は（いずれ）なくなることについての回答が足りない。同事業のために雇用される労働者の多くは、プランテーションで、農業労働者として搾取されようとしている。労働賃金が 1 日 120 から 150 ペソ（訳者注：約 240～300 円）では小さく、生活できない。サトウキビ農園での労働は毎日ではなく、定期的なものでもない（通年でほぼ 5 日のみ）。仕事の保障もないし、農業労働からの利益もない。
- 8) 政府の責任／義務は、電気や道路といった公共サービスである。毎年、サン・マリアノ町の自治体の歳入（IRA）、および、（イサベラ州）第 2 区選出の下院議員による「ポーク・バレル」があり、2009 年には、おおよそ 1 億 5,000 万ペソから 2 億ペソ（訳者注：約 3～4 億円）という値だった。市民のためのサービスに使われないなら、これらの資金は一体どこに行ってしまうのか。サン・マリアノ町の 36 村における道路や電気を整備するために、「エタノール事業」を待つ必要はない。
- 9) 外国企業が同地に投資することで、サン・マリアノ町の利益が増加するというのは、真実でない。企業は、外国資本が参入するよう税のインセンティブがあり、利益を得られるので、（町が）損失する税金のほうが大きい。5 年間のタックス・ホリデーも同様である。外国企業にフィリピンでビジネスをしてもらうため、国から地方政府まで、これを実施している。労働者の賃金が低いということも、インセンティブに含まれる。巨大なサトウキビ（農園）は、外国企業の利益のためには好条件である。
- 10) サン・マリアノ町の中心地にある主要河川に近いマラボ村にエタノール製造工場を建設予定である。私たちの国に建てられた工場について、フィリピン人が持つ長い経験では、こうした工場の周辺にある河川は大きなゴミ箱となっている。というのも、浄化・美化は追加費用がかかり、企業の利益を縮小させるからだ。

- 11) 単一種の作物を広く植えることは、広大なサトウキビ農園で、ペスト増加の原因となる。また、病気を運んできたり、米やコーン等、私たち農民に利益をもたらす他の作物を減少させたりする蛇やネズミの増加を招くといった懸念もある。サトウキビは、土地の自然な肥沃さを迅速に無くしてしまう、というのも確かなことだ。特に、サトウキビの種類がハイブリッドで、肥料や他の化学薬品が不可欠なものであったとしたら尚更だ。
- 12) サトウキビ、コーン、キャッサバ、ヤトロファというローカル作物からのバイオ燃料/エタノールの精製は、科学技術の進歩の一部で、日本等の先進国のみが利益を得る。そうした国の望みは、彼らの産業のために安い原料を作り、供給し、彼らの高い生成物売る市場として、私たちを縛り付けて維持することだ。

したがって、発展の代わりに、「エタノール事業」の実施は、サン・マリアノ町の農民と市民にとって、広大な土地の収奪を意味する。

ここで確実に利益を得るのは、GFII、Echofuel Land Development 社、そして、サン・マリアノ町の有力者である。

イサベラ州農民組織 サン・マリアノ町支部 (DAGAMI-San Mariano) のリーダーシップにより、私たち農民は、サン・マリアノ町の農民の民主主義という大志と利益を代表して、反農民かつ反市民のエタノール事業に対する反対の意を表明する。私たちのこの表明の証拠が、以下の仲間の署名である。ここに署名した仲間は、農民の合法的、かつ、公正な要請のために一致団結した市民である。

氏名	住所	署名	年齢	日付

(訳者注：2011 年 2 月 16 日時点で、サン・マリアノ町 12 村の 521 世帯が同要望書に署名。また、全国の教会関係者ら 28 名も署名。)

仮訳：波多江 / FoE Japan